官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二）
○建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二）
○建築士法施行令の一部を改正する政令（三）
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三）

〔省　令〕

○救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務一一六）　五
○農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産七二）　五
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境八）　九
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七六）　三〇

〔法規的告示〕

○消防組織法第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準の一部を改正する件（消防庁一六）　三三
○消防組織法第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準の一部を改正する件（同一七）　三六
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産・経済産業・環境五）　三六
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（経済産業一三一）　三九

〔その他告示〕

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件（内閣官房三）　四二
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三八一）　四七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三八二）　四七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（外務三一七）　五二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一一六）　五六
○粟国空港及び宮古空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一二一五）　五九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁三七）　六一

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　六六
裁判所
破産、免責関係　六六
特殊法人等
令和七事業年度・年度財務諸表（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人自動車技術総合機構）、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　九四
会社その他
会社決算公告　一〇〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三百二十二号）（法務省）
刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月二十日とする。

◇**建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三百二十三号）（国土交通省）
建築士法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇**建築士法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百二十四号）（国土交通省）
1　建築士法施行令について所要の規定の整備を行う。（本則関係）
2　この政令は、建築士法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第三百二十五号）（経済産業省）
1　輸出の承認に関する規定の整備
国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等を仕向地とするプラスター等の輸出について承認を要することとする。（別表第二の三関係）
2　施行期日
この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。（附則関係）